

Q 年休は、解雇予告期間中であっても、請求できるのでしょうか

A 解雇予告期間中であっても、労働関係が存在しており、労働義務のある日がある限り、年休の権利を有する労働者は、労働義務のある日について年休を請求することができます。

労働者の請求に対する使用者の対抗措置は、その請求に応じて年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合であって、時季変更権を行使したときだけです。しかも、時季を変更するだけであって、与えないということはありません。

さらに、解雇予告期間中ですから、時季変更をしようにも、ほとんど変更の対象にできる期間はありません。

ただ、解雇予告期間が経過すれば解雇されることとなりますから、解雇によって労働関係がなくなれば、年休の日数が残っていても、請求することはできません。